

# 注意事項

- 照会は1品目（セット物品を含む）につき1照会としてください。照会する物品が複数ある場合は、それぞれについて、照会書を作成してください。
- 食品、靴等、原則として見本（サンプル）が必要な物品の照会につきましては、見本が無い場合に照会をお受けできかねる場合がございますので、見本のご用意をお願いいたします。
- 法人として照会する場合、「照会者」の記入欄には、会社の住所、法人名をご記入ください。
- ご不明な点は03-3529-0700（業務部税関相談官）へお問合せください。（相談官より担当者をご案内いたします）

# 照会方法

税関様式をダウンロードする

[税関様式C第1000号](#) （窓口へご提出等によりご照会いただく場合）

[税関様式C第1000号-13](#) （インターネットを利用してご照会いただく場合）

※インターネットを利用してご照会いただく場合でも製法、性状、成分割合等の十分なお説明が必要ですが、C1000号-13を用いて照会され、記載の不備等のため受理できず、再度お手続きをお願いするケースが多くなっております。C1000号-13を用いて照会を希望される場合は、事前にお問合せ（03-3529-0700）いただくようお願いいたします。

記載例を参考に必要事項を記入する

税関ホームページに事前教示照会書の記載例を掲載しています。

[https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kisairei\\_bunrui.pdf](https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kisairei_bunrui.pdf)

東京税関（本関）業務部首席関税鑑査官または、最寄りの東京税関の支署・出張所へ提出する（見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料も合わせてご提出ください）

原則として、正式受理から30日以内に文書で回答いたします。

回答は、輸入申告の際に3年間尊重されます。